

# 確認申請作成要領

## 1.建築確認申請必要書類

- (1) 都市計画課開発指導室に提出  
「開発行為等に関する申告書」・・・・・・・・・・・・・・ 1部  
※1/2500都市計画図と配置図を1部添付
- (2) 都市計画課都市政策室に提出  
「都市計画法53条に関する申告書」・・・・・・・・・・・・・・ 2部  
※1/2500都市計画図と配置図をそれぞれ添付
- (3) 道路河川管理課に提出  
「市の管理する道路・排水施設に関する申告書」・・・・・・・・・・・・・・ 2部  
※1/2500都市計画図と配置図をそれぞれ添付
- (4) 下水道課に提出  
「建築確認公共下水道接続の申告書」・・・・・・・・・・・・・・ 1部  
※1/2500都市計画図と配置図を1部添付
- (5) 道路河川整備課に提出  
「雨水浸透枮設置に関する申告書」・・・・・・・・・・・・・・ 1部  
※1/2500都市計画図と配置図（浸透枮の位置明記）を添付  
なお、配置図には排水施設を明示のこと。

※各申告書の用紙は各担当課窓口で配布しています。

又、鎌ヶ谷市ホームページ（申告書等のダウンロードサービス）よりダウンロードすることもできます。

- (6) 建築確認担当課に提出

配置図は、敷地求積図と浸透枮の位置を記入したものを添付してください。

市扱い※

※法6条1項2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300㎡を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く）

※法6条1項3号に掲げる建築物

- ①確認申請（正本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ②確認申請（副本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ③消防同意書類（設計図書添付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ④建築計画概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑤建築工事届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑥浄化槽調書（別紙参照）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部  
（2部は申請書（正・副）、残り1部は保健所用）

⑦道路境界確定報告書  
（敷地の接する道路が私道で道路幅員が4メートル未満や不明確な場合は提出をお願いすることがありますので、事前に窓口でご確認ください。）

⑧その他必要な書類  
※受付は、原則午前中においてお願いしております。難しい場合は事前に相談ください。

県扱い※

※上記、「市扱い」以外の建築物

ただし、法第43条等による許可を受けた建築物は、県扱いとなりますのでご注意ください。

- ①確認申請（正本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ②確認申請（副本）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部  
（副本の3部は、申請者用、市控え用、消防提出用です。市控え用及び消防提出用については、構造図等を除いた意匠関係の設計図書のみで可。）
- ③消防同意調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部  
（構造図等を除いた設計図書一式を添付すること。）
- ④建築計画概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- ⑤建築工事届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑥浄化槽調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部  
（3部は申請書（正・副・副）、残り1部は保健所用）

⑦道路境界確定報告書  
（敷地の接する道路が私道で道路幅員が4メートル未満や不明確な場合は提出をお願いすることがありますので、事前に窓口でご確認ください。）

⑧その他必要な書類

## 2. 確認申請書類の綴じ方

図書は、次の要領で上から綴じ込んでください。

### (1) 確認申請（正本）

確認申請書（正）

委任状(代理人を置いた場合)

都市計画図（1/2500）

設計図書一式（構造関係規定等の図書及び省エネ関連の図書を含む）

浄化槽調書（別添参照）

その他必要書類

「例」

①放流先に係る許可書または協議が終了したことを証する書類

②都市計画法その他関係法令等に基づく許可通知書等の写し

### (2) 確認申請（副本）

確認申請書（副）

↓

その他必要書類

} 正本に同じ

「例」

①放流先に係る許可書または協議が終了したことを証する書類

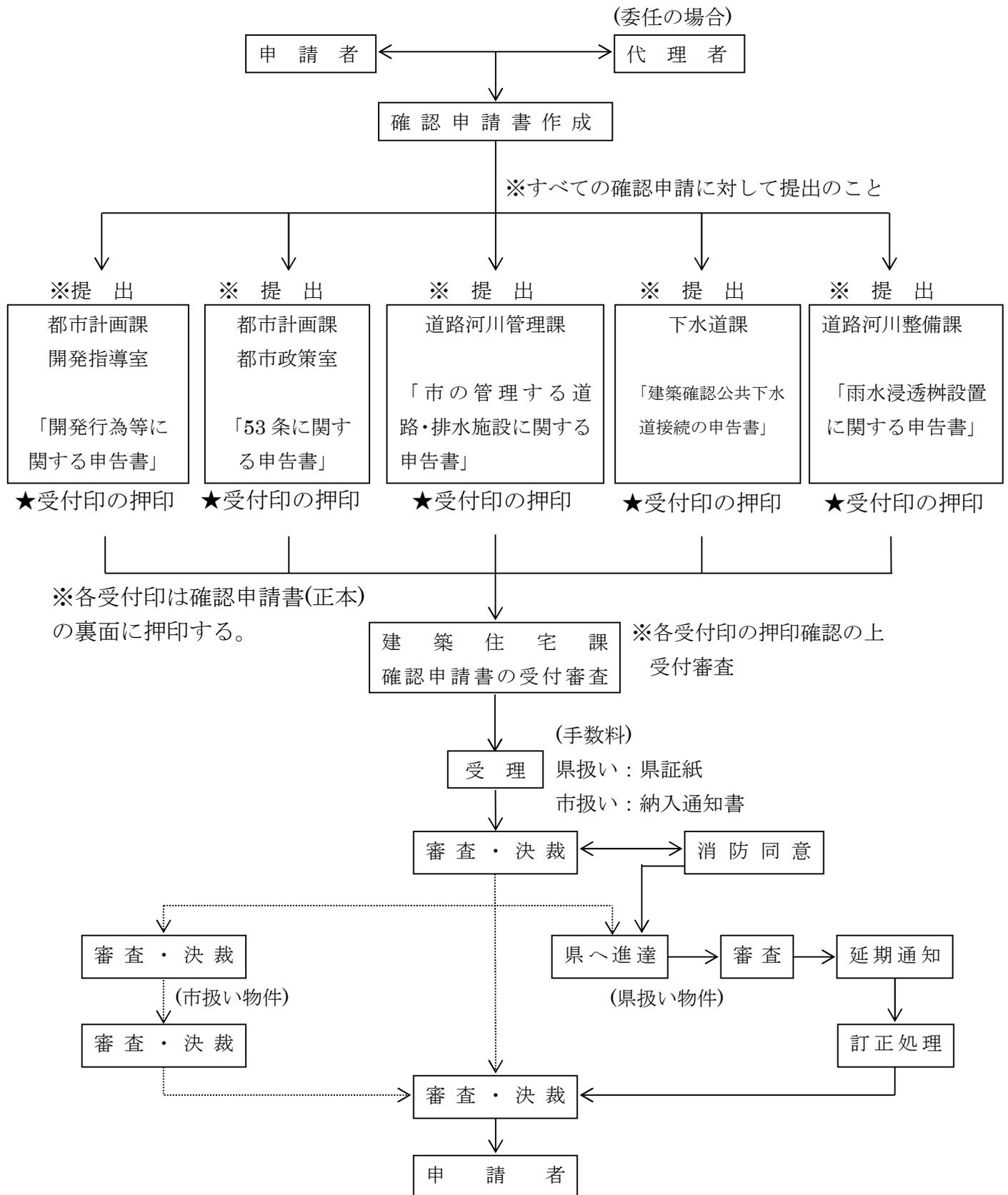
②都市計画法その他関係法令等に基づく許可通知書等の原本

### (3) 消防同意用

消防同意調書

設計図書一式（構造図面・構造計算書を除くすべて）

# 確認申請手続きの流れ



建築基準法施行規則第一条の三第4項表一(四)項に基づく図書の標準書式

## 浄化槽調書

1 建築主住所氏名	Tel ( )			
2 施設の名称 ※2				
3 建築場所	(地名地番)			
	(住居表示)			
4 建築物用途				
5 浄化槽の概要	製造又は設計業者			
	名称(型式)・処理方式	・		
	型式認定番号 ※3 《型式適合認定番号》※4	《 》		
	処理対象人員及び 算定根拠 ※5	人 (算定式: )		
	浄化槽人槽	人槽	日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日
	放流水の水質	BOD	mg/l以下	
		全窒素	mg/l以下	
全りん		mg/l以下		
6 放流先又は放流方法 ※6	イ 側溝 ロ 水路 ハ 雨水管 ニ その他( )			
7 使用開始(予定)年月日				
8 浄化槽工事業者(予定) ※2	(氏名又は名称) (登録又は届出番号) 千葉県知事( - )第 号 (浄化槽設備士氏名) (浄化槽設備士免状交付番号) 第 号			
9 備考				
確認番号・年月日 ※7				

※1 裏面に記載する浄化槽の関係資料を添付すること。

※2 確認申請時に未定の場合は記入不要です。決定後、速やかに浄化槽法に基づく法定検査を行う機関まで連絡すること。

※3 浄化槽法に基づく型式認定番号を記入すること。記載例 □-□□-H-□□□

※4 ≪≫内に建築基準法に基づく型式適合認定番号を記入すること。記載例 ≪型○○○①②③④○○○○○○○○≫

※5 処理対象人員を JIS A 3302-2000 のただし書きにより実情に合わせて算定した場合は、別途根拠資料を添付すること。

※6 放流先又は放流方法の欄は該当する事項を○で囲み、二その他にはイ～ハ以外の放流先または放流先のない場合の処理方法を記入すること。

※7 確認番号・年月日欄は記入しないこと。

## 添付図書

【平成29年10月1日改正】

### 1. 浄化槽処理水の放流経路、放流先<sup>※1</sup>及び付近の状況を示した見取り図

※1 処理水の放流先がなく、蒸発拡散方式等の処理装置を使用する場合は、千葉県浄化槽対策指導要綱で定められる「放流先がない場合の浄化槽放流水の処理に係るガイドライン」で規定される基準に適合しているかどうか確認できる図書(装置の認定書の写し、設置詳細図等)を添付してください。

### 2. 浄化槽の配置図、敷地内排水経路図

### 3. 処理対象人員算定書<sup>※2</sup>

※2 戸建住宅等の人員算定書を、表面の「処理対象人員及び算定根拠」の欄に記入できる場合は、処理対象人員算定書を省略できる。

### 4. 汚水量及び流入水の生物化学的酸素要求量に関する説明書<sup>※3</sup>

※3 汚水量及び流入水の生物化学的酸素要求量を、「浄化槽の構造基準・同解説」等の文献に記載されている JIS の参考値を用いて算定する場合には、その旨を備考欄に記入することにより説明書を省略できます。

### 5. 認定書の写し<sup>※4</sup>

※4 大臣認定を受けていない浄化槽の場合は、次に掲げる図書を添付してください。

ア 構造詳細図(平面図、水平断面図、縦断面図)

イ 処理工程図

ウ 設計計算書及び構造機軸を証する関係技術資料など告示等の規定に適合していることを証する図書

### 6. 検査手数料の納付書の写し(検査手数料を納付した場合に限る)

浄化槽法に基づく法定検査(第7条検査)の検査手数料を納付した場合は、検査手数料の納付書の写しを下記欄に貼り付けてください。(検査手数料の納付は、確認申請の要件ではありませんが、浄化槽使用開始後は、浄化槽法に基づき法定検査の受検義務がありますので、早めに受検申込み手続きを行ってください。)

検査手数料の納付書の写しの貼り付け欄(全面にのり付けするなど、しっかり貼り付けてください。)

【建築主事又は指定確認検査機関の方へ】

・この書類は、建築基準法施行規則第一条の三第4項表一(四)項に基づく図書の千葉県における標準書式です。

- ・建築基準法第93条第5項の規定に基づき、浄化槽調書及び添付図書一式を検査手数料の納付書の写しを貼り付けた書類が添付されているか否かにかかわらず、工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に送付してください。
- ・検査手数料の納付書の写しが提出されないことを理由に建築確認において不利益な取り扱いをしてはなりません。
- ・表面※7の確認済証番号と交付年月日を忘れずに記載してください。

【平成29年10月1日改正】